

都道府県民生主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）
都道府県後期高齢者医療広域連合事務局

} 御中

厚生労働省保険局高齢者医療課

令和 8 年熊本地震に係る
後期高齢者医療制度の一部負担金及び保険料の取扱いについて

後期高齢者医療制度の運営につきましては、平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

災害により被災した後期高齢者医療の被保険者に係る一部負担金及び保険料の取扱いについては、平成 25 年 5 月 2 日付け事務連絡においてお示しするとともに、当該取扱いについて、貴管内市町村（特別区を含む。以下同じ。）への周知・指導をお願いしているところです。

今般、令和 8 年熊本地震により、令和 8 年 7 月 28 日付けで熊本県管内市町村において災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）が適用されたことに鑑み、別添事務連絡の内容を改めて周知いたしますので、貴管内市町村への周知等、適切な対応をよろしくお願いいたします。

なお、今後、新たに災害救助法が適用された場合等においても、各都道府県及び後期高齢者医療広域連合におかれましては、貴管内市町村に遺漏なくご周知いただきますよう御配慮をお願いいたします。

都道府県民生主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）
都道府県後期高齢者医療広域連合事務局

} 御中

厚生労働省保険局高齢者医療課

災害に係る後期高齢者医療制度の一部負担金及び保険料の取扱いについて

後期高齢者医療制度の運営につきましては、平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

災害により被災した後期高齢者医療の被保険者に係る一部負担金及び保険料の取扱いについては、後期高齢者医療広域連合において適切にご対応いただいているところですが、下記の内容について改めて周知いたします。

特に、災害の発生により貴管内の市町村が災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用を受けた場合にあっては、同内容について適切に対応していただくとともに、都道府県におかれましては、管内の市町村への周知徹底を図られるよう、よろしくお願いします。

なお、平成24年度までは、管内市町村が災害救助法の適用を受けた都道府県及び後期高齢者医療広域連合に対し、個別に下記を内容とする事務連絡を発出しておりましたが、今後、個別に事務連絡を発出することは行わず、管内市町村が災害救助法の適用を受けた旨の情報提供のみを行う取扱いとする予定ですので、ご了承ください。

記

- 1 後期高齢者医療制度においては、特別な理由がある被保険者に対し、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第69条、第111条及び第115条の規定並びに「一部負担金の減額、免除又は徴収猶予の取扱いについて」（平成20年3月24日保総発第0324005号）に基づき、後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）は一部負担金の減免及び徴収猶予並びに保険料の減免及び徴収猶予を行うことができることとされており、また、市町村は保険料の徴収に係る納期限の延長等を行うことができることとされていることから、当該災害により被災した被保険者に係る一部負担金及び保険料について、広域連合又は市町村の条例等で定める基準に照らし、その被害状況に応じて適切な措置を講じられたいこと。
- 2 市町村は、保険料を特別徴収の方法により納付している被保険者から上記1に係る申請があった場合においては、高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成19年厚生労働省令第129号）第106条第6号の規定に基づき、普通徴収の方法による納付への変更が可能であること。
なお、この場合の納付方法については、口座振替の方法に限らないものであること。
- 3 被保険者等に対し、上記1及び2についての周知徹底に努めること。
- 4 上記1による一部負担金及び保険料の減免額については、その実情に応じて、後期高齢者医療の調整交付金の交付額の算定に関する省令（平成19年厚生労働省令第141号）第6条第1号又は第3号の規定に基づき、特別調整交付金が交付されること。